

くまもと21ヘルスプラン推進委員会設置要項

(設置目的)

第1条 熊本県健康増進計画（くまもと21ヘルスプラン）を推進するうえで重要な課題について協議、検討し、計画の実行を期するため、くまもと21ヘルスプラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 熊本県健康増進計画（くまもと21ヘルスプラン）の数値目標の設定
- (2) 県民の具体的な健康づくり行動計画の策定
- (3) 県民の生涯を通じた健康づくりの推進・評価
- (4) 地域保健・職域保健の連携推進
- (5) 健康増進事業の評価・検討
- (6) その他健康づくりのための必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、保健医療・教育・労働関係団体の構成員、県民を代表する者及び関係行政機関等の職員のうちから熊本県健康福祉部長が依頼する。
- 3 委員会は、熊本県地域・職域連携推進協議会を兼ねる。
- 4 委員の任期は、熊本県健康福祉部長が指定した日から、当該指定した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が召集し、会議の議長となる。

(部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会委員は、熊本県健康福祉部関係各課長等が推薦する者とする。
- 3 部会は、会長の指示する事項について検討し、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(対策の実施)

第8条 委員会で決定された事項は、健康づくり関係機関・団体が相互に連携を図り、その推進に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に決める。

附 則

- 1 この要項は、平成12年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成19年3月20日から施行する

附 則

- 1 この要項は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年11月8日から施行する。